

## 災害防止規程

一般乗用旅客自動車運送事業における災害防止のため、災害防止規定を次のとおり定める。

### 一. 安全管理

- ① 本会に、安全管理担当者をおき、安全の管理を行う。
- ② 安全管理担当者は、会員の安全作業に関する教育訓練を総括し、災害が発生した場合は、その発生した災害原因の調査及び対策を行うものとする。
- ③ 会員は、安全管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで災害防止に努力しなければならない。

### 二. 衛生管理

本会に、衛生管理担当者をおき、衛生の管理を行う。

- ① 衛生管理担当者は、職場、車両の衛生上の改善、衛生教育、健康相談その他会員の健康保持のための措置を行うものとする。
- ② 会員は、衛生管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで衛生管理に努めなければならない。

### 三. 安全運行

- ① 運転者は、運行前に準備体操を行うこと。
- ② 運転者は、就業中の服装、心身の状態に十分注意すること。
- ③ 整備管理（責任）者は運行前に車両、器具等の点検を確実にすること。
- ④ 運行管理（責任）者は運転者が無理のない運行を行えるよう配慮して運行管理を行うこと。
- ⑤ 運転者は、乗客の乗降の介助等の作業時には無理な姿勢を取らないよう注意をするほか、転落、転倒などにも十分に注意を払うこと。
- ⑥ 運転者は運行中、道路交通法等関係諸法令を遵守し、安全確認を怠らず、無理な運転をしないよう心がけること。
- ⑦ 運転者は、傷病等により心身の状態が悪い時や酒気を帯びた状態で運行をしてはならない。
- ⑧ 暴風雨等悪天候のため運行の危険が予想されるときは運行を中止すること。

### 四. 衛生措置

- ① 会員は常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めること。
- ② 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な状況においては、特に運行時間の短縮や終了等の措置等について配慮すること。

### 五. その他

- ① 以上のほか、労働安全衛生法、労働安全衛生規則を遵守すること。